

①徴収猶予の「特例制度」

新型コロナウイルス感染症の影響により事業などに係る収入に相当の減少があった方は、1年間、地方税の徴収の猶予を受けることができますようになります。担保の提供は不要です。延滞金もかかりません。

(注) 猶予期間内における途中での納付や分割納付など、事業の状況に応じて計画的に納付していただくことも可能です。

【対象となる方】

以下①、②のいずれも満たす納税者・特別徴収義務者が対象となります。

①新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月以降の任意の期間(1カ月以上)において、事業などに係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること。

②一時に納付し、または納入を行うことが困難であること。

(注) 「一時に納付し、または納入を行うことが困難」かの判断については、少なくとも向こう半年間の事業資金を考慮に入れるなど、申請される方の置かれた状況に配慮し適切に対応します。

【対象となる地方税】

▶令和2年2月1日から同3年1月31日までに納期限が到来する個人住民税、法人町民税、固定資産税などほぼすべての税目(証紙徴収の方法で納めるものを除く)が対象になります。

▶これらのうち、既に納期限が過ぎている未納の地方税(他の猶予を受けているものを含む)についても、さかのぼってこの特例を利用することができます。

【申請手続き】

▶令和2年6月30日、または、納期限(納期限が延長された場合は延長後の期限)のいずれか遅い日までに申請が必要です。

▶申請書は税務出納課窓口に備え付けてあります。もしくは町ホームページよりダウンロードしてください。

▶申請書のほか、収入や現預金の状況が分かる資料を提出していただきますが、提出が難しい場合は口頭によりお伺いします。

【申請先・問い合わせ】 税務出納課収納係 ☎ 85-6106

②令和2年度固定資産税・都市計画税の納期の延長について

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている地域経済および町民生活への支援策として、令和2年度の固定資産税・都市計画税の納期を延長します。

【対象】

令和2年度固定資産税・都市計画税の納税義務者すべて

■新型コロナウイルス感染症による影響の有無を問いません

■個人・法人を問いません

【変更後の納期限】

第1期	7月31日まで	第2期	9月30日まで
第3期	11月30日まで	第4期	2月1日まで

【その他】

納期限前の納付をお考えの方は相談窓口にお問い合わせください。

※事業所得のある方で、第4期分を令和2年分の経費として算入したい場合には、令和2年中の納付をお願いします。

※固定資産の評価額の縦覧についても納期延長に伴い、7月31日(金)まで延長します。

□座振替を
利用している方へ

□座振替期日も左記の
日程に変更となります。

【問い合わせ】 税務出納課資産税係 ☎ 85-6133 / 税務出納課収納係 ☎ 85-6106

①白鷹町事業継続給付金

新型コロナウイルス感染症の感染が拡大する中で、外出自粛による宴会・会合などの自粛により、特に大きな影響が出ている業種の皆さまに給付金を支給し、事業継続に向けた経営支援を行います。

【対象者】

「宿泊業」、「飲食サービス業」、「酒小売業」、「タクシー業」、「運転代行業」に該当する事業者で、次の条件を満たす方

- ▶当該事業を主として営むものであること。
- ▶申請後、1年以上継続して事業を営む意思があること。
- ▶令和2年4月1日現在で、本町に主たる事業所または

- 店舗を有し、1年を通して事業を行っていること。
- ▶宿泊業は、「旅館、ホテル」、「簡易宿所」に限ります。
- ▶飲食サービス業は、「持ち帰り・配達飲食サービス業」を除きます。

【給付金額】 1事業者 10万円(定額)

【申請方法】

お手元に届いた申請書に必要な事項を記入押印後、必要書類とともに同封の返信用封筒にて返送ください。

【申請期間】 6月30日(火)まで

※「お知らせ」が届かない場合や、詳細な事業内容などにつきましては、下記までお問合せください。

【申請先・問い合わせ】 商工観光課商工振興係 ☎ 87-0696

②白鷹町酪農・肉用牛経営継続給付金

酪農・肉用牛経営の農業者の皆さまを対象に、営農継続に必要な固定費および衛生環境対策費の一部として上記給付金を支給します。

【対象者】

本町で酪農または肉用牛経営を行っている方で引き続き農業経営を行う意思があり、次の条件を満たす方。

- ▶本町に生産施設(畜舎など)を有し、現に農業を行っていること。
- ▶令和2年4月1日現在で、法人の場合は、本町に主たる事業所を有すること、個人の場合は、本町に住民登録を行っていること。

- ▶家畜伝染病予防法に基づく家畜の定期報告(令和2年2月1日時点)において、乳用牛および肉用牛(肥育、繁殖)飼養の報告があること。

【給付金額】 1農業者 10万円(定額)

【申請方法】

お手元に届いた申請書に必要な事項を記入押印後、振込先口座の通帳の写しとともに、同封の返信用封筒にて返送ください。

【申請期間】 6月30日(火)まで

※「お知らせ」が届かない場合や、詳細な事業内容などにつきましては、下記までお問合せください。

【申請先・問い合わせ】 農林課農業振興係 ☎ 85-6107

③白鷹町地域経済変動対策に伴う利子補給について

【対象資金】

- 経営安定資金 ●地域経済変動対策資金
- 日本政策金融公庫が実施する小規模事業者経営改善資金 など

【対象者】

- ▶町税などを完納しているもの。
- ▶本町在住または町内に主たる事業所を有する企業および個人事業主。
- ▶令和2年4月1日以降同年8月31日までに融資の認定を受けたもの。

【利子補給申請方法】

白鷹町商工会および山形銀行荒砥支店、

きらやか銀行荒砥・鮎貝支店、山形中央信用組合荒砥支店、日本政策金融公庫米沢支店へお問い合わせください。

【利子補給の要件】

- ▶資金使途 設備資金、運転資金
- ▶対象限度額 500万円以内
- ▶利子補給額 融資額または限度額の少ない額の利子相当額の金額
- ▶給付対象期間 5年以内(60回まで)
- ▶その他 利子補給は年1回

【問い合わせ】 商工観光課商工振興係 ☎ 87-0696

特別定額給付金の申請お忘れなく！

国の特別定額給付金(1人あたり10万円)の申請書について、各世帯主様に5月上旬にお送りしております。申請書到着順に順次給付を進めておりますので、申請期限である8月7日(金)までの申請をお忘れないうちお願いします。

【問い合わせ】

総務課特別定額給付室
☎ 87-0218 / 87-0784